

さつき会館使用規則

〔総則〕

第1条 自治会集会所は「さつき会館」（以下「会館」という）と称し、桂坂さつき自治会（以下「本会」という）の活動を円滑に遂行し、かつ、会員の親睦を増進する目的のため使用されるものとする。

〔使用許可基準〕

第2条 会館を使用しようとする者は会館担当役員の許可を受けなければならない。ただし、政治活動、宗教活動及び営利を目的とする会館の使用についてはこれを認めない。また、会館の使用申請内容に偽りがあった場合は、使用許可を取り消すことができる。

〔使用順位〕

第3条 会館の使用順位は次のとおりとする。

- (1) 会員の葬儀
- (2) 本会の会合（役員会、班長会、各委員会等）
- (3) 本会会員で構成する趣味等の親睦会
- (4) 桂坂学区自治連合会傘下各種団体が主催する会合
- (5) その他役員会で承認されたもの。

〔使用時間〕

第4条 会館の使用時間は、葬儀で使用する場合を除き、原則として午前9時から午後10時までとする。

〔使用手続き〕

第5条 会館を使用する時は、事前に日時、用途等を所定の用紙（会館担当役員宅に常備）に記入のうえ会館担当役員に提出し、使用申請を行うものとする。会館担当役員は速やかに会長に報告し許可の可否判断を求めること。

- 2 第3条第2号に規定する使用については、使用手続きを要しないものとする。

〔使用料〕

第6条 会館の使用料は次のとおりとする。なお、光熱費、冷暖房機器使用料は個別徴収しない。

- (1) 会館使用料は、1件につき1,000円とする。
- (2) 会員の葬儀に使用する場合は、1葬儀につき1万円とする。
- (3) 第3条(2)～(4)については無料とする。

〔使用上の注意事項〕

第7条 会館の使用に当たっては、次の注意事項を厳守しなければならない。

- (1) 什器備品は本会の財産であり、大切に使用すること。万一、破損等が生じた場合は、遅滞なく会館担当役員に報告すること。

- (2) 無断で会館施設に手を加えたり、釘等を打ち付けたりしてはならない。
- (3) 火気の点検、ゴミの後始末、施錠等は使用責任者が確実にこれを行うこと。
- (4) 使用後は、使用責任者が速やかに会館担当役員に報告し、鍵を返却すること。

〔権利の帰属〕

第8条 会館の所有者は本会である。したがって、維持管理等に関する一切の権利は本会に帰属する。なお、固定資産税等の課税は免除されている。

〔効力〕

第9条 この規則は平成元年4月9日より施行する。

〔改正〕

第10条 一部を改正し平成8年4月14日より施行する。
一部を改正し平成9年4月1日より施行する。
一部を改正し平成11年4月4日より施行する。
一部を改正し平成13年4月1日より施行する。
一部を改正し平成24年4月8日より施行する。